

第6回福岡市個人情報保護審議会特定個人情報保護評価部会

日 時	平成27年5月29日 10:00~12:00
場 所	福岡市役所 15階 1503会議室
出席者	<p><b>特定個人情報保護評価部会</b>（委員は五十音順，敬称略）</p> <p>部会長 村上 裕章          委員 石森 久広          委員 五十川 直行          委員 馬場 明子</p> <p><b>アドバイザー</b>          有限責任監査法人トーマツ 鳥越 しほり</p> <p><b>事務担当課</b>          財政局税務部税制課          税務システム係長 城塚 薫          税務システム係員 崎山 幸一</p> <p>保健福祉局総務部国民健康保険課          国保システム係長 黒石 広美          国保システム係員 秦 哲也</p> <p><b>関係課</b>          総務企画局ICT戦略室ICT戦略課          ICTガバナンス係長 伊藤 真一          ICTガバナンス係員 川原 芳和          株式会社ケーケーシー情報システム 小柴 宏記</p> <p><b>事務局</b>          総務企画局行政部情報公開室          情報公開室長 豊嶋 英司          個人情報保護係長 若松 慎一          個人情報保護係員 曾我 まどか</p>
議 題	<p>1 地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書（案）</p> <p>2 国民健康保険に関する事務 全項目評価書（案）</p>

**議題1 地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書（案）**

（税制課） 全項目評価書（案）について概要説明。

（委員） ファイル取扱人数は100人以上1000人未満ということだが，これは再委託先も含めた人数か。

（税制課） 税務部門の職員数が500名超おり500人を超えるため，それ以上の詳細なカウントはしていないが，ソフトウェアサポート契約の委託先，再委託先のSEは，おおよそ20人程度である。

- (委員) パブリックコメントについてだが、市民向けの周知について、方針等を教えてもらいたい。
- (税制課) パブリックコメント実施状況及び他都市の状況について説明。
- (出席者一同) (パブリックコメント及び番号法の認知度に関する意見交換)
- (部会長) 番号法第 27 条によると、「保有するときは」とある。マイナンバーを保有する前に評価書の作成を行い、その後は重要な変更を加えるときにしか再度評価をしないということで、基本的にこれで終わりということか。
- (税制課) 定期的に評価内容の見直しをするようにはなっている。評価内容の見直しをし、重要な変更を加える場合には、同じような手続きをすることになる。
- (アドバイザー) 「取扱いの委託」の項目に、特定個人情報の提供や消去に係るルール内容及びルール遵守の確認方法といったものがあるが、ルール遵守の確認方法は、事前協議の手続きの中に含まれているのか。
- (税制課) 市全体の共通実施手順の例に倣って委託の仕様書を作成しており、その仕様書に基づいて対応している。仕様書中には、監督・検査に関する項目がある。
- (部会長) 定期的な報告や監査の予定はあるのか。
- (税制課) 監査について説明。
- (委員) 監査を行っているのであれば、その旨を評価書に記載した方が伝わるのではないかと思う。
- (委員) 概要説明資料の 2 ページ目に「委託先とは契約時に秘密保持契約を取り交わし、特定個人情報の適正管理を担保しています。」とあるが、「秘密保持契約」とは、委託に関する契約とはまた別に締結するのか。それとも、秘密保持に関する条項を含めて委託契約をしているのか。
- (税制課) 全項目評価書(案)51 ページに、提供・移転に関するルール遵守の確認方法について記載している。移転については、庁内他部署への移転となるので、契約書はない。事前に利用申請等が提出されるが、それはシステム上の担保ということになる。提供については、今後情報提供ネットワークシステムが作られてからになるが、他の自治体との情報連携という形になるので、ここも法令上に定められた取扱いになり、契約等は発生しない。そのため、ここについてはこういった書き方しかないと考えている。
- (部会長) ルール遵守確認方法が、この記載では分かりづらいように思える。情報資産の外部提供についても、外部監査の対象になるのか。
- (ICT戦略課) 現在は監査項目に入っていないが、番号利用が始まり、自治体間の連携が平成 29 年 7 月から開始予定なので、今後は PIA を意識した監査についても、実施を検討予定である。
- (部会長) 32 ページについて聞きたい。再委託について、監視カメラで監視するシステムになっているとのことだが、どのように監視をするのか。
- (税制課) 監視方法について説明。
- (委員) 監視カメラの録画データは、長期間保存されるものなのか。
- (税制課) HD の容量及び実際の操作時間によっても変わってくるので、保存期間については現在検討中である。

- (部会長) 別人の ID やパスワードを利用したなりすましへの対策は、カメラでの監視が有効かと思うが。
- (税制課) 一人一台のパソコンで作業を行っているので、その人のパソコンから別人の ID・パスワードでの操作が行われた場合には、なりすましが疑われる。
- (委員) 12 ページの委託先名の確認方法として「福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求により確認することができる。」とあるが、これは、請求をしないと確認ができないということか。非公開事由にはあたらないのであれば、請求以外に、どこで確認できるのかを記載した方がよいのではないだろうか。請求を出しても、事務担当課から書類が出てくることになるので、その担当部署で書類を確認できれば、そっちの方がいいのかなという。
- (部会長) 全項目評価書に委託先名は書いてあるが、委託先の一覧表等はないので、個別に確認したいのであれば、情報公開請求で確認してほしい、という主旨だろうか。評価書を見れば、評価時点のものは分かるが、今後、最新の委託先について一覧できるようにはできないか。
- (事務局) 公文書公開請求が出された場合、公になっている情報なので、公開しないという判断は考えにくいのではないかと思うが、おそらく、一般的に公表しているところはない。
- (ケーケーシー) 福岡市の住民の税情報がこの会社に一元的に管理されている、ということが分かってしまい、攻撃対象とされる恐れもあることから、情報セキュリティの視点としては、本当はこういったことは公表しない方がいいと思っている。一般的に誰でも閲覧できる状況にするのではなく、手続きを踏んで公開されるようにしておいた方がよいように思う。

**【結論】**

「地方税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)」の内容は、概ね妥当である。

**議題 2 国民健康保険に関する事務 全項目評価書(案)**

- (国民健康保険課) 全項目評価書(案)及びシステムの構成について概要説明。
- (アドバイザー) 全項目評価書(案)5ページの図についてだが、今回は4つのシステムが評価対象となっている。滞納整理システムについては、滞納情報データベースを指しているという理解でよいか。後期高齢者医療システムと滞納整理システムが、特定個人情報以外の情報のやり取りを示す点線で繋がれているが、これにはどういう理由があるのか。
- (国民健康保険課) 後期高齢の事務としては、滞納整理システムを利用するので、書き方に迷ったが、国民健康保険事務から後期高齢者医療保険の事務へ情報を渡すということではないので、国民健康保険事務の観点から、あえて点線にしている。
- (アドバイザー) 他のシステムとの接続に入っていない、介護保険システムや国民年金システムについては、特定個人情報のやり取りを示す実線でデータの事務の流れがあるが、これは媒体でデータを取り込むのか。
- (国民健康保険課) 内部の移転ということになるのだが、直接国民健康保険事務としては使わない。国民健康保険の事務として使うものは、国民健康保険システム、滞納整理システム、統合宛名システム、中間

サーバーである。その4つを国保のシステムとし、その他の右側のシステムは、情報の内部の移転をするシステムとして記載している。データの取り込みについては、実際は、媒体のものとファイル転送のものが混在している。

(委員) 滞納整理システムは「個人番号なし」となっている。これでよいのか。

(国民健康保険課) 国民健康保険システムとはデータベースが異なり、滞納整理システムから自由に検索できるようにはなっていないので、あえて「アクセス制限」と書いている。しかし、個人番号は滞納情報の中には含めないものの、滞納整理システムからも、対象者の一連の情報を閲覧できることから、繋がっていないとは言えないため、滞納情報を特定個人情報ファイルとして扱うこととした。

(委員) 特定個人情報の保管期間について、地方税は6年以上 10 年未満とされていたが、国民健康保険は、今まで定められてなかったところを、今後検討のうえ5年にするという説明があったと思う。これはそれぞれの質に応じて今まで定められてこなかったが、やはり5年程度が目安ではないかということか。

(国民健康保険課) 時効等を考慮し、実際には3年を目安に保管している。ただ、国民健康保険の事務については、資格取得者の情報を、今まで特に削除・消去をしてこなかったこともあり、かなり以前に資格喪失した人についても、情報を持っている状況になっているので、整理したいと考えている。また、情報提供ネットワークで遡及して提供しなければならない情報について、概ね5年と示されており、5年分の情報を保有しておかなければ、照会に対し回答できないということになる。ただ、急にサーバーの容量を増やすこともできないので、サーバーの更新等によって検討し、ルールも併せて決めていきたいと思っている。

(アドバイザー) アクセスログの保存についての記載があるが、操作ログはこれに含まれているのか。

(国民健康保険課) 端末IDもとっているので、アクセスログと操作ログを一体として記録している。

(部会長) 評価書(案)13 ページの、庁内移転の話について、詳細を伺いたい。

(国民健康保険課) 庁内移転の方法について説明。

議事終了 閉会